

## 高知県大学生等就職支援事業（交通費補助） 実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、県内企業の人材確保の促進の支援を目的として、高知県大学生等就職支援事業（以下「本事業」という。）において、県外学生等が県内で就職活動等を行う際に県外の住所地から県内の目的地までの移動に要した経費の一部を補助するため、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「県外学生等」とは、高知県以外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等をいう。以下同じ。）に在籍し高知県以外に居住する者、または、県内外の大学等を卒業してから3年以内の者で、高知県以外に居住する者をいう。
- (2) 「県内企業等」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 高知県内に主たる事業所を有する企業及びその他の法人
  - イ 県内勤務限定で採用を行う県外に主たる事業所を有する企業及びその他の法人
- (3) 「就職活動等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、公務員の就職活動に関するものは除く。
  - ア 県内企業等が参加する県内で行われる合同企業説明会等の就職活動関連イベント
  - イ 県内企業等が県内で実施するインターンシップ・仕事体験、個別企業説明会、採用面接等

### （補助対象等）

第3条 補助対象は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月10日（水）の間に行われる就職活動等で、当該期間内に補助金の額を確定できたものに限る。ただし、期間終了前であっても、予算の上限額に達した場合、本事業は終了となる。

### （補助対象者、補助対象経費及び補助限度額等）

第4条 補助対象者、補助対象経費及び補助限度額等は、別表第1に定めるところとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

### （事業実施方法）

第5条 本事業の申請受付から補助金の支払までの業務は、県からの委託により実施するものとし、受託事業者は、事務局を設置して業務を行うものとする。

### （補助金の申請手続）

第6条 補助を受けようとする者は、就職活動等が終了した日から30日を経過する日又は就職活動等が終了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、次の（1）から（5）に掲げる書類を事務局に提出し、次条に規定する補助金の額の確定の通知を受けなければならない。

- (1) 補助申請書（別記様式1）
- (2) 訪問確認票（別記様式2）
- (3) 交通費等の金額を証明する領収書等
- (4) 振込先銀行口座（本人名義に限る）の通帳の写し
- (5) 学生証又は卒業を証明する書類（卒業証書等）の写し

### （補助の決定及び補助金額の確定）

第7条 受託事業者は、前条の規定による補助の申請を受理したときは、申請書類を審査し、適当であると認めるときは補助金の額を確定し、申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。

る。

(補助の条件)

第8条 補助を受けようとする者は、本要領の規定に従わなければならない。

2 別表第2に該当する者は、補助の対象としない。

(補助の決定の取消し及び返還)

第9条 知事は、申請者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認めた場合は、補助の決定及び補助額の確定の有無にかかわらず、補助の決定の全部又は一部を取り消し、既に支払った補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要領の規定に違反した場合

(2) 法令若しくはこの要領の規定又は法令若しくはこの要領の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(3) 不正又は虚偽の申請により補助の決定を受けた場合

(4) 本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(情報の開示)

第10条 本事業に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。



## 高知県大学生等就職支援事業（交通費補助）

## 支 払 明 細 書

No.	支払年月日	支払先	生年月日	住 所	支 出 金 額
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円

備考 支払の明細は、証拠書類1件ごとに記載する。





